

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第二十八号）新旧対照表【第二条関係】

改正後	改正前
<p>第一条～第五条 〔略〕</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	<p>第一条～第五条 〔略〕</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
<p>第六条 〔略〕</p>	<p>第六条 〔略〕</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が</p>

改正後	改正前
高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 前二項の特定教育・保育施設の設置者は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4 前二項の特定教育・保育施設の設置者は、選考方法_____をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5 [略]	5 [略]
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	(あっせん、調整及び要請に対する協力)
第七条 [略]	第七条 [略]
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、 <u>保育認定子ども</u> _____に係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、 <u>法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> に係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。
第八条 [略]	第八条 [略]
(教育・保育給付認定の申請に係る援助)	(教育・保育給付認定の申請に係る援助)
第九条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに <u>教育・保育給付認定の申請</u> が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第九条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該_____申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2 [略]	2 [略]
第十条・第十一条 [略]	第十条・第十一条 [略]
(特定教育・保育の提供の記録)	(教育・保育_____の提供の記録)
第十二条 [略]	第十二条 [略]
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)

改正後	改正前
第十三条 〔略〕	第十三条 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 特定教育・保育施設の設置者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 特定教育・保育施設の設置者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
一・二 〔略〕	一・二 〔略〕
三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
イ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供	イ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
（１） <u>教育認定子ども</u> _____ 七万七千百一円	（１） <u>法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 七万七千百一円
（２） <u>満三歳以上保育認定子ども</u> _____（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。） 五万七千七百元 （令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千百一円）	（２） <u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> （特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。） 五万七千七百元 （令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千百一円）
ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務	ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務

改正後	改正前
<p>教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このロ</u>において同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)</p>	<p>教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下ロ</u>において同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)</p>
<p>(1) <u>教育認定子ども</u> _____ _____ 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p>	<p>(1) <u>法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p>
<p>(2) <u>満三歳以上保育認定子ども</u> _____ _____ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p>	<p>(2) <u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p>
<p>ハ [略]</p>	<p>ハ [略]</p>
<p>四・五 [略]</p>	<p>四・五 [略]</p>
<p>五・六 [略]</p>	<p>五・六 [略]</p>
<p>第十四条～第十九条 [略]</p>	<p>第十四条～第十九条 [略]</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第二十条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(次項及び第二十三条において「運営規程」という。)を定め、これを当該施設の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>	<p>第二十条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(次項及び第二十三条において「運営規程」という。)を定め、これを当該施設の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>
<p>一～六 [略]</p>	<p>一～六 [略]</p>
<p>七 特定教育・保育施設の利用の開始、終</p>	<p>七 特定教育・保育施設の利用の開始、終</p>

改正後	改正前
了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項_____に規定する選考方法及び同条第三項に規定する <u>選考の方法</u> を含む。）	了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項 <u>及び第三項</u> に規定する選考方法_____を含む。）
八～十一 〔略〕	八～十一 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
第二十一条 〔略〕	第二十一条 〔略〕
(利用定員の遵守)	(定員____の遵守)
第二十二条 〔略〕	第二十二条 〔略〕
第二十三条・第二十四条 〔略〕	第二十三条・第二十四条 〔略〕
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、 <u>学校教育法第一条</u> に規定する <u>幼稚園</u> である特定教育・保育施設の職員にあつては、 <u>同法</u> _____第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、 <u>幼稚園</u> _____である特定教育・保育施設の職員にあつては、 <u>学校教育法</u> 第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第二十六条～第三十四条 〔略〕	第二十六条～第三十四条 〔略〕
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が <u>教育認定子ども</u> _____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。	第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が <u>法第十九条第一号</u> に掲げる <u>小学校就学前子ども</u> に該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の	2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の

改正後	改正前
<p><u>る者を除く</u>。）」と、<u>同号</u>ロ(2)中「<u>満三歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満三歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p>	<p>保育を受ける者を除く。）」と、<u>同ロ</u>(2)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p>
<p>第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)の設置者が<u>満三歳以上保育認定子ども</u> _____ に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)の設置者が<u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満三歳以上保育認定子ども</u> _____ 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u> _____ の総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた<u>法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないもの</u>とする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第四条第二項第二号の規定により定められた<u>法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないもの</u>とする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供し</p>	<p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供し</p>

改正後	改正前
<p>ている施設に限る。以下この項において同じ。)と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子ども</u>の総数」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども</u>の総数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第十三条第二項中「<u>法第二十七条第三項第一号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第四項第三号ロ(1)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、<u>同号ロ(2)中「満三歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満三歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</p>	<p>ている施設に限る。以下この項において同じ。)と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数」とあるのは「<u>同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第十三条第二項中「<u>法第二十七条第三項第一号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、<u>同ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</p>
(利用定員)	(利用定員)
<p>第三十七条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型(青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年青森市条例第三十号) <u>第二十七条</u> に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同</p>	<p>第三十七条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型(青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年青森市条例第三十号) <u>第二十八条第一項</u> に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同</p>

改正後	改正前
<p><u>保育事業（児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。）及び居宅訪問型保育事業 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p>	
<p><u>二 事業所内保育事業 法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第三十八条 〔略〕</p>	<p>第三十八条 〔略〕</p>
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
<p>第三十九条 〔略〕</p>	<p>第三十九条 〔略〕</p>
<p><u>2 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（<u>第四十三条第一項を除く。</u>）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる</u></p>	<p>2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ</p>

改正後	改正前
<p>よう、選考するものとする。</p>	<p>う、選考するものとする。</p>
<p><u>3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>4 前二項の特定地域型保育事業者は、前二項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p>	<p><u>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法</u> をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>
<p><u>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども</u> に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p><u>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子ども</u> に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>（あつせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>（あつせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第四十条 〔略〕</p>	<p>第四十条 〔略〕</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u> に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力す</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満三歳未満保育認定子ども</u> に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力</p>

改正後	改正前
<p>るよう努めなければならない。</p>	<p>するよう努めなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満三歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>	<p>第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>
<p>一 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p>	<p>一 特定地域型保育の提供を受けている<u>満三歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p>
<p>二 [略]</p>	<p>二 [略]</p>
<p>三 当該特定地域型保育事業者（<u>満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。</u>）により特定地域型保育（<u>満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項、第七項及び第十二項において同じ。</u>）の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十</p>	<p>三 当該特定地域型保育事業者 _____ _____ _____により特定地域型保育 _____ _____の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十</p>

改正後	改正前
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
<p>第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>
2～6 [略]	2～6 [略]
第四十四条・第四十五条 [略]	第四十四条・第四十五条 [略]
(運営規程)	(運営規程)
<p>第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（次項及び第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定め、これを当該事業所の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>	<p>第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（次項及び第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定め、これを当該事業所の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>
一～六 [略]	一～六 [略]
<p>七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第三十九条第二項及び第三項に規定する選考の方法を含む。</u>）</p>	<p>七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第三十九条第二項に規定する選考方法_____を含む。</u>）</p>
八～十一 [略]	八～十一 [略]
2 [略]	2 [略]
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
<p>第四十七条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども_____</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第四十七条 特定地域型保育事業者は、<u>満三歳未満保育認定子ども_____</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業

改正後	改正前
<p>所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満三歳未満保育認定子ども</u> に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>(<u>利用定員</u>の遵守)</p>	<p>(<u>定員</u>の遵守)</p>
<p>第四十八条 [略]</p>	<p>第四十八条 [略]</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第四十九条 [略]</p>	<p>第四十九条 [略]</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満三歳未満保育認定子ども</u> に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>
<p>一～五 [略]</p>	<p>一～五 [略]</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子ども</u> _____ を除く。以下第三十四条までにおいて同じ。）について」と、<u>第十四条第一項</u> _____ 中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給</p>	<p>第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満三歳未満保育認定子ども</u> に限り、<u>特定満三歳以上保育認定子ども</u> を除く。以下第三十四条までにおいて同じ。）について」と、第十二条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第十四条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、<u>同条第一項</u>中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>（法第二十九条第一項の地域型保育給</p>

改正後	改正前
<p>付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第二十五条中「各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号</u>）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える</p> <p>_____ものとする。</p>
<p>（特別利用地域型保育の基準）</p>	<p>（特別利用地域型保育の基準）</p>
<p>第五十一条 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども_____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第五十一条 特定地域型保育事業者_____が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども_____及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（<u>第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども</u></p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（<u>次条第一項_____の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</u></p>

改正後	改正前
<p>_____を含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項及び第五十二条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。第五十二条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第四十三条第一項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども_____を含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項_____において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第四十条第二項_____を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項_____において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第三号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案</p>

改正後	改正前
<p>し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</p> <hr/> <p>_____に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。</p>	<p>し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。</p>
<p><u>第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、第三十七条第三項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第十九条第二号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者<u>（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満三歳以上保育認定子ども</u>）<u>（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び<u>満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）</u>に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び<u>満三歳以上保育認定子ども_____</u>）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
<p>第五十三条 〔略〕</p>	<p>第五十三条 〔略〕</p>